

平成28年第5回教育委員会定例会
(3月9日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年3月9日(水) 午後1時9分から午後2時47分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 議案審議

第14号議案 東京都台東区小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行の一部を改正する規則について

第15号議案 東京都台東区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

第16号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取について

第17号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 指導課

ア 一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会が実施する事業に対する後援について

イ 特別区・島嶼人権啓発活動ネットワーク協議会が実施する事業に対する後援について

ウ 退職教職員に対する感謝状の贈呈について

(2) 青少年・スポーツ課

エ 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 平成28年第1回区議会定例会代表質問及び一般質問について

イ 後援名義の使用について

3 4月の行事予定について

4 その他

午後1時9分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第5回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それではここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第14号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明をお願いいたします。

まず、第14号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第14号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

本案は、東京都告示の一部改正及び行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の2ページをご覧ください。

改正の1点目でございますが、別表第1におきまして、公務災害による長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度及び最高限度額を定めておりまして、この金額につきましては都条例に基づく都の告示に準拠して定めております。今回、都の告示の改正がございましたので、あわせて改正するものでございます。

改正の2点目は、行政不服審査法の改正に伴うものでございます。

改正された同法は、本年4月1日より施行されますが、その改正内容としてはこれまでの異議申立てと審査請求の審査請求への一元化や審査請求期間の延長等となっております。これに伴いまして、本規則に定める各種様式のうち、不服申立ての教示文を示している別記第2、18、20号様式の文言を同法の改正内容に合わせて修正を図るものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の2枚目の裏面をご覧ください。

下のほうのカッコ、注意事項というところに教示文が示されておりますが、アンダーラインで示しておりますとおり、これまでは審査請求期間が60日としておりましたが、同法

に基づき3カ月に改めるものでございます。

新旧対照表の1ページ目にお戻りください。

付則でございます。改正の1点目は公布の日から、2点目は行政不服審査法の施行と同じ本年4月1日でございます。

14号議案についての説明は以上でございます。よろしくご協議の上、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

60日から3カ月に変更された理由は何ですか。

○学務課長 確認して後ほどお答えいたします。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第14号議案については、議案どおり決定いたしました。

第15号議案

○垣内委員長 次に、第15号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 第15号議案、東京都台東区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明をいたします。

本案は、行政不服審査法の改正等に伴いまして規定の整備を図るものでございます。

今回の改正につきましては、先ほどの学校医の規則改正で申し上げましたとおり、行政不服審査法の改正に伴いまして、本規則で定めている様式の中の教示文の文言を整理するもので、具体的には先ほどと同じ審査請求期間の60日とあるものを、3カ月に改めるものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の2枚目のほうをご覧ください。

今回の改正は60日を3カ月に改めるものなのですが、新旧対照表の中で、「あつて」とか「もつて」という文言にもアンダーラインが入っております。こちらは古い例規ですと小さい「っ」は使わずに、大きい「つ」といった表記をしておりました。現在は大幅な改正がある際に小さい「っ」に改めておりますが、この規則につきましては、本則については既に改正済みではございましたが、様式の中については改正が漏れておりましたので、今回の改正に合わせて改正をさせていただくものでございます。

最後に付則でございますが、本規則の施行は法の施行と同じ4月1日でございます。

簡単ですが、15号議案についてのご説明は以上でございます。よろしくお願ひいたしま

す。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○学務課長 今回の60日から3カ月へ変更した改正の理由でございますが、法の概要といたしましては、やはり審査請求の使いやすさの向上を図るという目的で、3カ月に延長するというところでございます。

○垣内委員長 質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより、採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第15号議案については、原案どおり決定いたしました。

第16号議案

準備中

第17号議案

準備中

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 指導課 アイウ

○垣内委員長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、指導課のアからウについて指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 資料1をご覧ください。

来る平成28年5月5日に、一般社団法人全日本ピアノ指導者協会が主催をする、「第39回ピティナ・ピアノコンペティション コンチェルト 入賞者記念コンサート」を開催いたします。

このコンサートは、2015年度開催のピティナ・ピアノコンペティションの入賞者が、オーケストラとピアノが共演するピアノ協奏曲に焦点を当て、そのすばらしさを主に子供たちと保護者を対象に演奏するコンサートでございます。

演奏曲は、シューマン、プロコフィエフ、ラフマニノフなどの曲を演奏します。各ご家族にも楽しめる内容となっております。

今回は区内、上野学園大学のホールにて開催いたします。小学生以下は入場無料となっており、台東区の多くの小学生にコンクール入賞者のすばらしい演奏を聴く機会となればと考えております。

この度、事務局より、コンサートを開催するに当たり台東区教育委員会の後援名義申請がございました。

ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、資料2をご覧ください。

来る平成28年9月10日土曜日に、特別区・島嶼人権啓発ネットワーク協議会が主催をする「第23回子どもたちの人権メッセージ発表会」が浅草公会堂にて開催されます。本区での開催は初めてとなります。

この子どもたちの人権メッセージ発表会の発表者は小学校4年生から6年生の児童で、23区の各区代表の児童や島嶼地区の代表児童にて発表されます。人権作文には、いじめのこと、出身国による差別や偏見、人を傷つけてしまう言葉や態度など、児童が日常の生活や授業を通して人権について感じ、考え、その思いを自分の言葉でつづっております。年齢や住んでいる場所が違う小学生同士が、人権について交流できる貴重な機会でございます。

なお、平成27年度は228件が集まり、その中から忍岡小学校4年生の女子児童が台東区の代表として選ばれ、昨年9月12日品川区の総合区民会館にて発表を行いました。

この度、第23回子どもたちの人権メッセージ発表会を開催するに当たり、台東区教育委員会の後援名義申請がございました。本内容につきまして、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして資料3をご覧ください。

退職教職員に対する感謝状の贈呈についてでございます。標記の件につきまして、平成28年3月31日をもって定年・勸奨退職する区立小中学校、幼稚園教職員に感謝状を贈呈いたします。

本年度の退職者につきましては、小学校長2名、副校長1名、こども園副園長1名、また小学校教員7名、中学校教員5名、事務職員2名となっております。退職後につきましては、この3月で完全に退職される方が7名、非常勤職員として採用される方が4名、再任用として配置される方が7名の計18名となっております。裏面には贈呈する感謝状の案文を載せてございます。

退職教職員に対する感謝状の贈呈につきまして、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、指導課のアについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは次に、協議事項、指導課のイについて、何かご質問はございませ

んか。

○樋口委員 ここでの主催者が特別区・島嶼人権啓発活動ネットワーク協議会という名前になっているんですが、3枚後ろの平成28年度「第23回子ども人権メッセージ発表会」実施要領だと、東京人権擁護委員会委員協議会になっているのですが、この関係はどうなっていますか。どちらに名義の使用許可を与えることになりますか。

○指導課長 東京人権擁護委員協議会に後援するということでございます。

○樋口委員 申請はネットワークになっていますが大丈夫ですか。

○指導課長 東京人権擁護委員協議会というのが、ネットワークの上部の組織になっておりまして、この東京人権擁護委員協議会は、いわゆる特別区と支部も含んだ所管をしております。今回は、特別区・島嶼地区の発表会となっておりますので、このネットワーク協議会がここで申請をしているという状況でございます。

○樋口委員 主催が協議会になっていますが、実施要綱はいつの時点で作成したものなのでしょうか。下方に東京人権擁護委員協議会とありますけど、普通に考えれば、ここが実施要綱の責任団体になると思うのですが。人権擁護連合会など名前があるので、主催はここだろうとは思いますが、どうもここに名前があるのが気になるのですが。

○垣内委員長 基本的な理解としては、東京のほうは支部も入っていますから、特別区、島嶼、支部、全部入っているのが東京人権擁護委員協議会ですね。その下に特別区・島嶼人権啓発活動ネットワーク協議会があって、そこが今、台東区教育委員会に後援名義を申請していると、こういうことですね。

事業自体は素晴らしいことだと思いますが、誰がやるのかということを確認する必要があるというご指摘がありました。この実施要綱自体は、東京人権擁護委員協議会の大きな事業であって、その中でこのネットワークが今回責任を持ってやりますということで、申請者になっているのではないかと。そのような組織体制なのかなと理解しておりますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

○指導課長 はい。

○垣内委員長 文章の書き方が通常と若干違うところがあるかと思いますが、趣旨は明確になりましたし、内容も結構なことではないかと思われまので、よろしいですかね。

ほかにご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に協議事項、指導課のウについて、何かご質問はございませんか。

この被贈呈者の中で、最終的に退職される方と、再雇用される方の人数のご紹介がありましたけれども、どの方なのか、教えていただくことはできませんか。

○指導課長 本日お示ししている分につきましては、個人情報的な部分も含まれるということと、まだ退職の3月31日に至っていないというところから、それぞれお一人お一人の内容については公開を避けさせていただいております。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、指導課のアからウについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 青少年・スポーツ課 エ

○垣内委員長 次に、青少年・スポーツ課のエについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前承認につきましてご説明させていただきます。資料4でございます。

たなかスポーツプラザにつきまして、危機管理課より日本堤消防少年団規律訓練、結索訓練の会場といたしまして、3階体育館と3階小体育室の事前使用承認申請がございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、青少年・スポーツ課のエについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局、各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、ア、平成28年第1回区議会定例会代表質問及び一般質問について、ご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

現在、平成28年の第1回区議会定例会が開催されているところでございます。2月20日に代表質問が行われております。教育委員会に対しましては、二人の議員の方から3件のご質問をいただきました。そのうちの幾つかをご紹介しますことができます。

恐れ入ります。資料の2ページ中ほどをご覧ください。

寺井議員から項番4と付してございますが、児童生徒の学力向上と教育格差の解消についてというご質問をいただいております。質問の要旨は3点ございまして、区内の小中学

校の学力の状況をどのように捉えているか。2点目が、学力向上に向けて、教育委員会や学校ではどのような取組みを行っているか。3点目が、いわゆる教育格差が社会問題化しており、子供の貧困対策の推進に関する法律を踏まえ、教育格差についてどのように対応していくかというものでございます。

これに対して、下のほうに教育長答弁を記してございます。まず、学力の状況についてでございますけれども、小学校では概ね全国平均を上回っている、中学校でも各学年とも国語と英語については全国平均を上回っているが、楽観できる状況にはない教科もあり、引き続き各教科の学力向上が大きな課題であると認識しているという、このような内容のご答弁をしてございます。

次に、学力向上に向けた取組みにつきましては、「各学校」や「教育委員会」による、2方面からの分析と対策を行っているところでございまして、各学校では学力調査の結果を受け、児童・生徒の課題を明らかにし、解決に向けた具体的な手立てを講じた授業改善推進プランを作成するとともに、プランに沿って実践に取り組んでいるという、そういうお答えをしてございます。

また、教育委員会におきましては、土曜授業を活用することで授業時数の確保を図るとともに、指導課が個々の教員の授業観察を直接行い、授業の改善を指導することで、児童・生徒が自ら考え、説明できる能力の育成にも努めてきたところであります。また、各学校における学力の状況に応じて計画的に補充学習を行うよう指導するなど、学力の向上に向けた対策を進めている。加えまして、ICT環境を有効に活用するための取組みや、学力向上推進ティーチャーの力量を更に高めるための研修も推進している。こうした取組みを通じて、学校と教育委員会が一体となって児童・生徒の学力向上に努めてまいりますとご答弁してございます。

3点目の子供の学習支援についてでございますが、家庭の経済状況等にかかわらず、子供たちの基礎学力の向上、学習習慣を定着させるための施策を講じていく重要性を教育委員会としても強く認識しているところであり、そのために学校と民間教育事業者等が連携して、学力向上を図る新たな学習支援事業を実施するなど、子供の学力を保障するために、学校の教育活動以外にも学習機会を積極的に設定してまいります、というご答弁をしてございます。

恐れ入ります。資料の4ページをご覧いただきたいと存じます。

ただいまは代表質問でございましたが、次に一般質問でございます。2月22日に一般質問が行われておりますが、3人の議員の方から8件のご質問をいただいたところでございます。そのうちの幾つかをご紹介します。よろしくお願いいたします。

恐れ入ります。6ページをご覧ください。

本目議員から、「就学前教育・保育の質」向上についてということで、5点程ご質問をいただいております。その中で、事故発生時の共有スキームづくりという趣旨のご質問がございました。

ご質問の内容といたしましては、教育保育施設で起きた事故等の情報を共有して、事故防止の仕組みをつくったり、施設に対して抜き打ちの検査を実施すべきと考えるがどうかという、そういう内容でございました。

教育長答弁といたしましては、これまでも重大な事故やインフルエンザなどの感染症の流行などについては、情報の共有化を図ってきたところであると。今後はそれ以外の事故等についても情報の共有化を進めるとともに、現地調査を強化する等、事故防止体制の充実に努めてまいりますとご答弁をしております。

恐れ入ります。7ページをご覧ください。

中段になりますが、青鹿議員から、子供たちが安心してボール遊びができる場所の拡充についてというご質問をいただいております。

質問の要旨といたしましては、小中学校の校庭を活用して、子供たちが安心してボール遊びができる場所を確保を図るべきと考えるがどうかというものでございます。

教育長答弁でございますが、現在、教育委員会では土曜や日曜に学校の校庭や体育館でボール遊びができるよう、検討しているところであり、平成28年度にモデル実施を行いたいとお答えをしたところでございます。

代表質問、一般質問のご説明については、以上でございます。

次に、イの後援名義の使用についてでございます。資料6をご覧ください。

いずれも継続分の取扱いになるものでございます。

まず最初が、庶務課の取扱分1件、事業名が「第9回 浅草橋紅白マロニエまつり」でございます。申請者が、マロニエまつり実行委員会でございます。実施日、場所でございますが、今年の5月14日、15日の土曜日、日曜日、浅草橋地域周辺で行われるものでございます。事業内容につきましては、資料のとおりでございます。

次に、指導課の取扱分が1件、事業名が「第4回親子の日 絆（KIZUNA）コンクール」でございます。申請者が、DAC未来サポート文化事業団でございます。事業内容は日常で感じた親子（家族）の絆について作品にして表現するというものでございます。作文部門と写真部門の2種類がございます。実施日と場所は、今年の4月2日～6月17日、全国の小学校が対象ということでございます。

生涯学習課の取扱分が2件。1件目が「第34回台東区写真教室OB会」、申請者が台東区写真連盟でございます。事業内容、実施場所につきましては、資料のとおりでございます。

もう1件が、「第25回台東区写真連盟写真展「写日記」」、申請者が同じく台東区写真連盟でございます。事業内容、実施日等につきましては、資料のとおりでございます。

恐れ入ります。裏面を見ていただきまして、こちらは青少年・スポーツ課の取扱分が1件でございます。事業名が「第40回わんぱく相撲台東区大会」、申請者がわんぱく相撲台東区大会実行委員会でございます。実施日、場所は今年の4月17日、リバーサイドスポーツセンターの第1競技場でございます。事業内容につきましては、資料のとおりでございます。

以上2件につきまして、よろしくお願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

2ページの寺井議員のご質問の(2)の②のところで、台東区人口ビジョン推計では、0歳から4歳までの人口は増加すると見込まれていると書かれていて、一方で、7ページの小高議員の質問要旨の一番最初の行、同じ人口ビジョンについて書かれていますが、0歳から4歳までの転出超過数が増えているということは、出ていく方が多いということですよ。これはどのように理解したらいいのでしょうか。

○児童保育課長 実は、企画課のほうで今回ご報告させていただいている台東区人口ビジョンの推計指針の中では、出生数ゼロは非常に高い数値を刻んでおりまして、今年度までについてはずっと0~4は増加傾向があるというのをうたっている一方で、推計のその先の推計のところでは、転出をされる世帯が非常に多くなっているということで、台東区でお生まれになった後、引越しをされている方がいるということが、両方うたってございます。

そのために、区議会議員の先生によっては、増えていると読み取った方と、転出人口が増えているところを危惧された方とお二方いらっしゃるという形になります。

○垣内委員長 では増加はしているけど、転出もしていると。ただ、トータルで言うと32年までは増加するということですね。

○児童保育課長 そうでございます。

○垣内委員長 わかりました。

何かご質問ございませんか。

○樋口委員 青鹿委員のボール遊びについてですが、このような質問については、共通の認識を持つことが大事で、スペースの確保とか、ルールの問題や実際道具の問題とかいろいろあるので、教育委員会として、しっかりこういう遊びはこうですということを言わないと、正確な答えにならないと思うのですが、そのことについては、どう認識されていますか。

○庶務課長 要約抜粋している関係がございまして、樋口委員がご懸念になるような用語が省かれたところもございまして。このようなご質問をいただいたときには、まさに樋口委員がご懸念のようなことがないように、質問者と答弁を作成する所管課長がヒアリングを行いまして、例えばボール遊びといっても本当に樋口委員がおっしゃいましたように、野球のかたいボールから、いわゆる本当に幼児の風船のようなやわらかいボールといったものまでいろいろございます。この辺につきましては、実は私立幼稚園の保護者の方々と区議会議員の方々が懇談をされたときに、身近なところで気軽に親と子が安全で、気軽に安心してボール遊び等ができる場所を確保して欲しいという話から、このようなご質問になったという経緯がございまして。教育委員会としても、まさにその趣旨で安全・安心にボール遊びができるような、そういう設定ということを考えてございます。

また、この中には、小学校低学年ぐらいまでのうちに、例えばボール投げの基礎といい

ますか、昔であれば、よく路上や原っぱでキャッチボールができる環境がありましたが、昨今は、そういった環境がなかなかないということもございますので、小学校の低学年ぐらいの子供が、安全に他の人たちに気兼ねすることなくボール投げができるような環境ということが、この辺はゾーニングをすとか、ネットを設けるとかということで、事業の一環としてできることとございますので、そういったことを質問者の意図を踏まえてのお答えということで、ご理解をいただければと存じます。

○高森委員 3ページの寺井議員からの質問に対して、教育長が答弁された中で、教員の教育力の向上というところでの取組みの答弁が一つあって、本目議員の一般質問のところでも、保育士の資質の向上、ワーク・ライフ・バランスと心のゆとりづくりというところで、どうしても重要な部分として、教師や保育士の教育力、保育力の質の向上というのは大きなテーマではないかと思えます。

3ページの教育長の答弁のところ、主な教員の授業観察を直接行くと、指導課が中心となってということが書いてありますが、頻度としてどのぐらいなのでしょう。当然、小学校、中学校の教員数は大勢いらっしゃいますけれども、そういったところにポイントを置いて授業観察をされているのか。またどのぐらいの頻度でなさっているのか。もしわかればお願いします。

○指導課長 まず、毎年行われている指導課訪問の際に、指導主事が手分けをして、1名1名の教員の授業の観察をして、それに対する具体的な指導を行っています。併せて、例えば初任者等で、なかなか授業や学級経営がうまくいかないというような教員については、その都度学校長からも報告をいただいておりますので、そういった課題が見られたり、心配であるというような状況のところについては随時、ある程度一定期間を設けて授業観察を行っております。

○高森委員 若い先生方が孤立化しないように、やはりチームとして、児童・生徒たちの日々の様子を情報として伝え合うような環境も必要なのかなと思えますので、そういったこともあわせて並行してやっていただければと思います。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

これは全て継続案件でよろしいでしょうか。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○垣内委員長 他にございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承を願います。

3 4月の行事予定

○垣内委員長 次に、4月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは4月の行事予定についてご説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。

まず、教育委員会の定例会でございますが、14日木曜日、13時から教育委員会室でございます。この定例会の前、11時から定例の連合校園長会が1003でございます。こちらのほうにも教育委員の方はご出席をお願いをするところでございますので、よろしくお願いをいたします。

教育委員会、もう1日ございまして、28日木曜日、定例会が14時から教育委員会室でございます。

その他の日程につきましては、以上でございます。

ここに特に記載はございませんけれどもご参考で4月の2日、3日、土曜日、日曜日でございますが、毎年恒例の桜橋花まつりが隅田公園で行われます。3日には先般、総合教育会議でも区長といろいろご協議いただきました、花の心プロジェクトに基づきます、花の心宣言をこの桜橋花まつりの会場で行う予定になってございます。

これには、区長さんを囲みまして、東浅草小学校、石浜小学校の子どもたちが花の心宣言を唱和したりとか、あと隅田公園に滝廉太郎の花の碑がありますけれども、花を子どもたちが合唱をするというようなセレモニーが予定をされてございますので、ご紹介をさせていただきます。

○樋口委員 何時からですか。

○庶務課長 花の心宣言の時間でございますが、4月3日日曜日の桜橋花まつり会場、山谷堀広場において、14時～14時半まで30分間、区長、来賓、子供たちによる宣言文の唱和、花の合唱、それから来賓のご挨拶等がある予定でございます。

ちなみに現在の来賓の方々のご予定でございますが、区長、議長のほか、国際オリンピック委員会名誉委員の岡野俊一郎さん、寛永寺の浦井先生、台東区町会連合会会長の黒田会長。あと予定といたしましては、環境大臣の丸川大臣、衆議院議員の辻清人議員、東京都環境局長の遠藤局長も来賓の予定にお名前を連ねているところでございます。

非常に区長も力を入れていらっしゃいますので、教育委員会といたしましても2校の子供たちが出演するというところで、ご協力をしているところでございます。よろしくお願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、他にご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、行事予定については報告どおり了承願います。

4 その他

○垣内委員長 その他、委員からございますか。

○樋口委員 たなかスポーツプラザで事故がありましたね。こちらに過失責任、管理等々の問題はなかったと思いますが、今後あのような事件は、管理等に問題がないからといっ

て起こってもらっては困るのですが、その辺は今後どのような方策を、教育委員会としては考えていますか。

○青少年・スポーツ課長 先般、たなかスポーツプラザの小体育室のほうで、利用者の方が事故でお亡くなりになったという事件がございました。そのことに関しまして、ダンスをするということでお貸ししていたのですが、実際にはダンスだけではなく、殺陣の稽古もされていたということが、後々になってわかってまいりました。

所管する者としてしましては、申請内容どおりに利用すること。また、体育施設ですので、舞台の稽古のようなことはできないルールになっていること。刀のような類のものを持ち込んだりしないことなど、きちんと利用者に注意をしていくと、そのように考えているところでございます。

○垣内委員長 最近はかつてのように、いわゆるストレートプレイで、演劇は演劇、ダンスはダンスでと、ジャンルがきちんと分けられるようなパフォーマンスから、まさにインターラクティブな様々なものが舞台にかけられるようになって、なかなか切り分けが難しくなっているということがあります。

それから、ダンスの場合は、さまざま舞台効果を上げるために小道具が必要なものもあります。そのため、一概にダンスなので身体表現だけしか許されないというような形で制約をかけると、活動に対して非常に自由度を失うというおそれもあります。ですから、使用に当たってはできるだけ危険のないような使い方をしていただきたいということを、リマインドとするというのは必要なことだと思うのですが、その先につきましては、やはりある程度の自由度を与えないと、創造的な活動はできないものですから、そのことについては、あまり規則を厳密にするというのは、できれば避けていただければと思います。

舞台活動はどこの国でもどの時代でも、やはり若干の危険を伴うところがあります。舞台装置が壊れるとか、舞台から実際落ちて亡くなるとか、いろいろな事故というのは必ずあって、それに対して、もちろんみんな注意してやっていくのですが、そういった危険があるからといって全てを制限していく形だと、非常に結果としては残念な結果を生む可能性もありますので。

そこはうまくバランスをとっていただいて、先ほどおっしゃったように、スポーツだからその部分について制約をかけていく、という路線だけで運用しないでいただければなと強く思います。

実際、私も拝見したときには、ご近所の方々が日本舞踊やフラダンス、あるいは普通のダンスなど、いろいろな形でお使いになりたいというようなご要望も聞いておりますので、そこはきちんと説明した上で、ある程度の自由度を持たせていただければありがたいなと思います。

○青少年・スポーツ課長 道具を使うものは全てダメということはございません。所管としては、どういった利用をするのか、なるべくお聞きして、危険のないように注意ができるような形で運営していきたいと考えてございます。

○高森委員 体育館もスポーツ施設として使われることはあるのでしょうか。例えばフェンシングなど。

○青少年・スポーツ課長 体育館ですので、もちろんスポーツ施設として利用することは可能です。

○高森委員 剣を使うからダメというような、そういった縛りはできにくいかなとは思いますが、剣道でもフェンシングでも事故はありますから。

○青少年・スポーツ課長 もちろん剣を使うからダメということではなくて、用途をしっかりと聞きして、注意をしていきたいと考えているところでございます。

○高森委員 先ほどのご説明では、今回借りていた部屋が、そういったことにあまり適さないような、スペース的な問題があったというのですが、事前に具体的な練習内容を聞いておけば、例えばほかの施設を紹介するようなことができたのかなと思いました。体育館を使うなり、あるいは区内のほかの施設があればそういうところを使ってくださいというようなアナウンスもできたかなと思いますので、やはり事前に、いろいろと詳しいことも申請の段階で聞かなければいけないのかなと感じました。

○樋口委員 ダンスのクラブ活動で利用しますと言いながら、事故で死にましたというのは、大変な予想外の事故ですね。フェンシングなら危険があるかもしれないと思いますが、今回の件は、管理側は本当にびっくりする話だと思います。殺陣をやったという話だから。

○高森委員 対応された職員の方々は精神的にショックを受けたと思いますが、そのあたりのケアは特に心配はないですか。

○青少年・スポーツ課長 実際に応急した者は、窓口を委託している職員でして、救急の資格を持っている者を配置しているので、非常に慣れておりました。適切に対応することができたということでした。私どもも直接お話を聞いたのですが、亡くなったことについては厳粛に受け止めていました。今後も仕事をしていきたいと言っているので、そのことについては大丈夫かなと認識しているところでございます。

○垣内委員長 その他何かございますか。

○高森委員 昨今、テレビニュースや雑誌などでも報道されていますが、小学校、中学校の体育の授業中、あるいは運動会などでよく組体操をしますが、事故が頻発しているということで、一部の自治体では全面禁止というような話も出ているようでございます。

都の教育委員会としては、そのことについて、まだはっきりさせていないところがあるようですが、台東区としては、そのことについてどのような課題を持っているか、教育委員会としてどのような指針を示すべきなのか、ということについて、もしお考えであれば教えてください。

○指導課長 結論から申し上げますと、いわゆる段数制限のような、そういった制限を現在のところは設定することを考えておりません。安全に実施できる環境整備、指導内容等も含めて、学校でしっかりとその見極めを行っていただいて、学校ごとの判断に委ねるという

ような考えでおります。

○高森委員 ということは、そのお考えで新年度から早速取り組んでいかれるということですね。

○指導課長 新年度の動きとしては、先ほど高森委員がおっしゃられたように、私どもも3月中に都から何かしらのガイドラインが示されるという情報を得ておりますので、当然こういったガイドラインを示された場合には、その内容も注視して、それにのっとって適切な対応を図っていきたくて考えております。

また、ガイドラインの形になるか、通知になるかはともかく、4月早々には春の運動会に向けて動き出す学校もありますので、指導上の配慮事項であるとか、安全を確保して危険回避をするというような具体的な内容を示したいということと、さらには4月に台東区教育研究会という教員が専門の教科ごとに集まる部会がありまして、ここにつきましても指導主事を派遣して、指導上の具体的な内容を周知し、それを各校に持ち帰っていただき、各校で安全の指導、徹底を図っていただこうと考えております。

○高森委員 ここ数年の間に、組体操に関連するような事故や怪我といったことについて、報告がありましたでしょうか。

○指導課長 いわゆる頭頸部の打撲、ねんざ、各部位の骨折の合計件数は、昨年度は小学校で9件、中学校で4件発生しております。

○高森委員 台東区でですか。

○指導課長 台東区です。

○垣内委員長 その数字は、経年変化で見たとき、増えている傾向があるのか、あるいは少しいろいろな条件が整ってきて減っている状況にあるのか、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○指導課長 年によって発生件数は異なりますので、傾向は見られず、増えたり減ったりという状況でございます。ちなみに昨年度は一昨年度の26年度よりは増えている傾向にございます。

○垣内委員長 例えばここ10年ぐらいでマックスどのぐらいで、ミニマムどのぐらいでというようなことはわかりますか。

○指導課長 現在のところ、指導課にあった報告については、過去3年分までの保管ということになっておりますので、現段階では25、26、27年度の状況について把握をしているというところでございます。

○高森委員 組体操は、確かにほかの競争や競技に比べて、クラス全体、学年全体で取り組めるという大きな教育効果のある取り組みだと思いますが、そうなるとやはり運動神経のいい子と悪い子の差も当然出てくる、筋力の強さの違いもあるし、体格もみんな違うと、その辺でバランスが悪くて、事故が起きやすいのかなと思います。

実際に運動会を着地点として、そこまでに至る間、どのぐらいの時間、練習に割いているのか、どういう段階を追って練習をしているのかということは把握されておりますでしょ

うか。

○指導課長 こちらも取組みについては、届け出を義務づけておりますので、通常、小学校の高学年の組体操で10時間程度の練習時間であると把握しております。

○樋口委員 小学校で組体操を実施しているのは何校ですか。

○指導課長 今年度は19校中18校が実施をしております。今年度実施していない1校については、隔年で行っているためで、今年度は行わない年度に当たっているということでございます。また、中学校におきましては、今年度6校が実施し、1校が実施していないという状況でございます。

○樋口委員 段数は何段ですか。段数によっては危険が伴うと思うのですが。

○指導課長 いわゆるピラミッドという技については、地区内で一番高いところで7段、低いところで3段、それとタワーについてはほとんどの学校が3段という高さですが、中学校4校では4段に取り組んでおります。

○垣内委員長 先ほどご紹介があった怪我というのは、特に組体操だけではありませんよね。

○指導課長 先ほどご報告したけがは、全て組体操の指導中に発生したけがの件数でございます。

○垣内委員長 ほかのスポーツで、例えば水泳やマラソンなどで怪我はないということなののでしょうか。

○指導課長 先ほどご報告申し上げたのは、この組体操に特化して調査をした結果ですので、当然ほかの種目等でも怪我等の事故は起こっております。

○垣内委員長 その件数は把握していないのですね。全体増は把握していらっしゃらなくて、組体操だけ3年間のデータがある、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○指導課長 申し訳ありません。今回の集計については、まだ組体操の部分のみの集計ということで、こちらは把握しておきたいと考えてございます。

○高森委員 クラブ活動は自分がやりたいから関わるのですが、組体操はどうしても全員が取り組まなければいけないということで、児童・生徒たちのそれぞれの力量に応じて、うまく先生方、よく目を光らせていただいて、段数を減らすとか減らさないとかは別に、その取組み自体はある意味、重要な教育的効果を持っているということも一つありますから、都の教育委員会からのお達しがあるでしょうから、それを反映していただいて、慎重に進めていただきたいなと思います。

○指導課長 実は今、小学校、中学校、それぞれの校長会でもこの問題提起をいたしまして、各校長会でもその内容を協議しているところでございます。その中で出ている内容としては、やはりまず子供たちの体力の実態を見極めることが重要であろうということと、それから、もう一度安全の確保という観点から、自校での技の内容なども見直していく必要があるということを校長会からも伺っております。

○高森委員 保護者や実際にやっている児童や生徒たちには、非常に大きなメイン行事だ

と思います。なし遂げたというその達成感というのは、とても大きいと思うので、うまくその辺が回っていければなと思っています。事故には十分注意していただいて、それまでしっかりと練習を積んでいただく形で進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○樋口委員 世界でも問題になっているのですが、子供の学力不振の要因として、家庭教育の問題があると言われておりますが、その一方で、栄養の偏りという食の問題があるとも言われています。アメリカの事例ですが、朝食を作らない、もしくは作れない家庭があり、朝食を食べてこない子供がいる。

本区のある中学の先生方に聞くと、やはり朝食を食べてこない子供のほうが、授業への集中力が低いということを言っていました。先生が学生に、自分で作ることはできないかと言うと、作り方を知らないと答えるそうです。要するに、自分の食を自分で作ることができない子供がかなりいて、そのような環境にいる子供が、午前中、授業に集中できなくて、結構問題だということを知りました。

では、どうしたらいいのかという話をしたら、今、世田谷区で注目され、NHKにも出ましたが、子ども食堂というカテゴリがあって、週2回は家ではなく子ども食堂に行き、そのボランティアの方々が食事を作って食べさせてくれる。また、作り方も教えてくれるそうです。家に帰ったら家にあるもので食事を自分で作ることができれば、たとえお母さんが仕事で遅くなって11時まで食事を待たなければいけないとか、朝はお母さんが寝ているから、食べないで行かなければいけないというような状況であっても、自分で食事を作ることができれば、きちんと食事をして学校に来ることができる。そのようなことを、子ども食堂の方々が教えてくれるという事例があるということです。

できたら本区でも、ご両親が事情があって食事を作ることができないという場合には、せめて中学生には自分の分の他に兄弟がいれば、その分も含めて作ってあげられるような教育はせざるを得ないと思います。

そのような教育は家庭でやるべきだと昔は言われましたが、今は家庭がそのような教育をできないというのが散見されるようでして、これは大きな問題だろうと思います。学力不振の問題では、学校の授業についていけない子をフォローするというのが一つの方法なのですが、朝食を食べないで来た場合に授業への集中力を上げることは、いくら一生懸命やろうと思っても、なかなか大変です。その問題に対しては、食を教えるという、今までの家庭科の料理の教育に、さらに追加して教えないといけないだろうと思います。

そのことについて、今後指導課として、もしかしたら生涯教育になるのかもしれませんが、食の教育をしていただければありがたいです。このことについて、我々は深刻に考えなければいけないと思うのですが、指導課長はどう思いますか。

○指導課長 そのような仕組みを作ればという思いもありますが、ただ、今の現状では、睡眠であるとか、朝の食事というのが集中力にも関わってくる部分がありますので、今回のような組体操の危険回避であるとか、また水泳の授業等であるとか、そのようなことを

実施するに当たって、家庭での食生活や、睡眠というところにしっかり目を向けていく必要があるのかなと、お話を伺っていて感じました。

○樋口委員 台東区教育研究会で、栄養管理士の先生が報告した内容についてですが、コンビニのお弁当などの食べ物のミネラル分の調査を彼らは行ったようですが、ほとんどゼロだったそうです。カルシウム、鉄分、ビタミンC、ほとんど含まれていないと。その一方で、含まれているのは脂質と炭水化物でして、だから、コンビニのお弁当などだけを食べていると何が起るかというと、太るだけでして、ミネラル分は自分で作らないときちんと摂ることはできないということなのです。

コンビニのお弁当の側面には、栄養分が何ミリグラムとか書いてあるのですが、あれは作るときの含有量のこと、ビタミンCは大体30分で酸化して消えます。そうすると、親が面倒で食事を作りたくない場合に、子供にお金を出して自分で弁当買いなさいということがあってもいいかもしれませんが、彼らは効果的カロリーを摂れていないのです。

学校では給食を食べることができるので栄養分を摂取することができますが、家庭ではお母さんが食事を作る余裕はないという場合には、子供が自分で何かを作るということをやらないと、なかなか自分の状況も改善しないだろうと思います。

何か仕掛けがあればなとも思っていますが、皆さんで知恵を出し合って、そこを改善していただけるとありがたいです。

○高森委員 樋口委員に伺いたいのですが、中学校の先生方からどういう情報を聞いているのか知りたいのですが、家庭で朝食を食べてこない子供たちが、どのぐらいいるのかということもそうなのですが、その理由まで調べていらっしゃるのでしょうか。

○樋口委員 大きく分けて三つあって、一つ目は、朝まで勉強したので、もう食べたくないという場合、これは一番大きな問題ですね。ミネラルの亜鉛が不足しているので、味覚がなくなっているわけですね。だから本来は、食事をして補給しなければいけないのです。勉強して頭を使うというのは熱を使うので補給をしなければいけない。そういった子供には余計食べなければいけないのです。

二つ目は、深夜までゲームか何かをしていて、寝坊して食べる時間がない場合。

最後は、親が食事を作ってくれない場合。

三つあって、学力不振のところは一番そこが問題だという話を指摘しています。

○高森委員 では、親としては食事の用意はしてあるけれども、食べられない状況にある子供たちと、親が全く食事の用意をしないで、食べられない子供たちがいるということですね。

○樋口委員 どちらかというと、親が食事を作ってくれない家庭の子供は、荒れがちだということです。本人の問題ではありませんので、社会で何とか解決してあげられればいいし、本人に作り方を教えればいいのです。

○高森委員 恐らくコンビニエンスストアで買ってきて食べてしまう子供もいるかもしれない。親がそういったものを用意している家庭もあるかもしれませんが、それでは栄養が

足りないということなのですね。

○樋口委員 そうです。台東区教育研究会でも問題視していて、それを家庭に喚起してくださいということでした。お金だけ渡すから、コンビニで弁当買って食べなさいというご家庭には、それは栄養になっていませんよということを喚起したいということです。

○高森委員 今、便利なシリアルなどがありますが、あのようなものはダメなのでしょうか。

○樋口委員 シリアルの後ろに書いてある何ミリグラムというのは、作るときの含有量であって、食べるときに栄養素があるかどうかというのが問題としてあって、シリアルについては調べたわけではないようですが、弁当にはほとんど含まれていなかったということです。

○垣内委員長 シリアルはお弁当と違う部分もあると思いますが、今の議論を聞いていて、60年代のアメリカのまさにヘッドスタートのリンドン・ジョンソンが始めた教育改革のようですね。教育改革をするためには、子供たちがご飯を食べなければいけないと言って、朝、学校に来たら給食を出すということを連邦政府が予算をつけてやりまして、かなり拡充しつつ今もやっています。これがアメリカの格差の、非常に格差がありますけれども、それを一部和らげたと言われていています。今の議論を聞いて、それを思い出しました。

ただ、アメリカの場合は作らない理由の大きいところは、経済的な状況なんですね。お弁当を買えるだけの経済力がありながら作らないというのは、やはり意識改革の問題もあるのかなという感じはします。

どこの大学でしたでしょうか。学長先生が、ポケットマネーで朝食を学生に無料で振る舞うということを行なったら、就職率が格段に上がったと聞いたことがあります。どこの大学だったか忘れてしまいましたが、学長先生が、年間2、300万円で、お味噌汁とご飯と何か惣菜だったようですが、3点セットです。それは1時間目の授業が始まるまでに登校すれば無料で食べられるというやり方です。グーグルなどで調べればすぐ出てくると思いますので、調べてみてください。

食の問題はいろいろなところに関わってくると思いますので、今日だけで終わるのではなくて、これからまた折に触れて議論ができればいいなと思っております。

いろいろな議論が出ましたが、よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは以上をもちまして、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ散会いたします。

午後2時47分 閉会